

## 電波利用料の見直しに関する検討会（第10回会合）議事要旨

### 1 日時

平成25年8月30日（金） 9時30分～11時20分

### 2 場所

総務省8階 第一特別会議室

### 3 出席者（敬称略）

(1) 構成員（敬称略）

（座長）多賀谷 一照、（座長代理）森川 博之、飯塚 留美、北 俊一、  
関根 かをり、土井 美和子、林 秀弥、湧口 清隆、吉川 尚宏

(2) 総務省

柴山総務副大臣、橘総務大臣政務官

吉良総合通信基盤局長、富永電波部長、菊池総務課長、竹内電波政策課長、  
越後電波利用料企画室長

南大臣官房審議官、秋本放送政策課長

(3) 事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

### 4 配布資料

- 資料10-1 「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書（案）」に対する意見募集の結果概要及び検討会の考え方（案）
- 資料10-2 「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書（案）」に対する意見募集に提出された御意見
- 資料10-3 ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備事業の推進に対する電波利用料の活用に関する課題と論点
- 資料10-4 電波利用料の見直しに関する検討会 報告書（案） 概要版
- 資料10-5 電波利用料の見直しに関する検討会 報告書（案）
- 参考資料10-1 電波利用料の見直しに関する検討会（第9回）議事要旨

### 5 議事概要

- (1) 「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書（案）」に対する意見募集の結果について  
資料10-1及び10-2に基づき、事務局より意見募集の結果について説明が行われ、資料10-1が承認された。  
次に、資料10-3に基づき、事務局より説明が行われ、その後、質疑応答及び意見交換が行われた。主な内容は以下の通り。

(吉川構成員)

ラジオ放送事業者に関しては、「国民への電波利用の普及にかかる責務」と、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」とで、4分の1の特性係数がかかっている。今回の強靱化の趣旨は難聴対策と防災だと思うが、難聴対策について、既に国民への電波利用の普及にかかる責務を負っているということで特性係数2分の1をかけて電波利用料を減免している。負担を減免し、なおかつ補助するということの論理的な矛盾はないのか。

(竹内電波政策課長)

普及の責務が課されており、自主的に可能な範囲は事業者の責務において実施する。一方で地理的な条件や、何らかの要因によって自主的な措置が困難な場合について補助を行うということによって、他の免許人を含めて電波の有効利用につながるようなケースについてどう考えるか、ということ。

(多賀谷座長)

テレビの場合についても特性係数はかかっているが、デジタル化については補助をしていた。今回の場合は、AMラジオについてFMを使う中継局を新たに作るということであり、性質が違うのではないか。

(林構成員)

過去のAM難聴解消事業は一般財源だが、今回、電波利用料財源で補助をする理由を確認したい。強靱化補助金を設けることは必要と考えるが、そのことが仮に、一般財源で認められる可能性が薄いから、電波利用料でやるしかないということであれば、受益と負担の議論が再燃する可能性があると思う。この点について、この場で懸念を表明しておきたい。本件について、共益費用に該当する根拠及び法改正の有無を問う。

(竹内電波政策課長)

電波利用共益事務の成果はすべての免許人に裨益をするもので、直接的な受益を受ける免許人が、その費用を負担するものではないというのが基本。従前のAM難聴解消事業は、難聴解消を目的として実施してきたという性格が強かったため、一般財源により実施していたもの。

(多賀谷座長)

受益と負担について一言つけ加えると、ラジオ難聴を解消するためにはAM波を大出力にしなければいけない。しかし、大出力にすることによって、ほかの周波数との混信が起こりうるため、FM中継局を置局することによって他局との混信を防ぎ、消極的ではあるが、損失の可能性が減るという受益が発生するというのではないか。

(柴山総務副大臣)

大出力化に比べれば、たしかに中継局の整備にメリットはあるが、らじる☆らじるやradikoなど、新しいさまざまな技術が出現し、そのようなオプションがあれば、逆にそちらを採ったほうが良いという話もあり得るのではないか。

(南大臣官房審議官)

radiko やらじる☆らじるは、若者のラジオ離れが進んでいる中、リーチを広げるという意味で一定の効果があるという報告を受けている。しかし、年齢層によってはまだ伝統的なラジオの視聴習慣多く、ラジオを代替するところまでは至っておらず、両者を同時並行的に進めていく必要があると考えている。

(多賀谷座長)

災害が起きたとき、特に条件不利地域等ではラジオとインターネットによる両方の情報提供が必要であり、コストとの兼ね合いはあるが、インフラの二重性というものも必要ではないか。

(湧口構成員)

9 ページに「14 年度から 17 年度は実施案件なし」とあるが、国の補助スキームがあっても、ラジオ事業者が積極的に難聴対策を行わなかったことについて、どういった背景があったのか。

(南大臣官房審議官)

かつての民放ラジオの AM の中継局整備のスキームは国と自治体で難聴を解消するというものであった。しかし、都市難聴を AM で解消することは難しいということと、財政的な問題もあって、このスキームによる難聴解消は難しくなってきた。今回、FM 波の一部を用意し、AM を FM で補完することによって難聴を解消するスキームを創設することとしている。

また、難聴と防災のどちらかを主目的とするかというご指摘があったが、電波利用料の理屈に適うものについては電波利用料財源でお願いしたいと考えている。バックアップ電源の整備など純粋な防災目的のものについては、必要に応じて一般財源を活用するなり、あるいは税制上のインセンティブを講じるといったようなことも併せて検討していく必要があると考えている。

(森川座長代理)

将来的には新しいラジオの形態を推し進めていくことも重要だと思うが、いざという時、何を持って行くかと考えれば、個人的にはおそらく従来のラジオを持って行くだろう。電波利用料財源を使うとすれば、難聴解消が必要なところがどれほどあるのかを把握して、本当に必要な地域に限定し、その中で自力で対応できないようなところに限るという条件を付すことで、これが既存のラジオ事業者を生き残らせるための施策ではないということをちゃんと担保してつけていくことが必要。

(吉川構成員)

今回の施策は 8 号事務ではなく 9 号事務だと理解してよいのか。

(南大臣官房審議官)

難聴解消を目的とするという意味で 9 号事務を主には考えているが、法律上どう整理するかは、今後検討していかなければならないと考えている。

(吉川構成員)

2010 年の総務省で行われた「ラジオと地域情報メディアの今後に関する検討会」の資料を

見ると、ラジオを持っている人は 59.5%しかいない。地震が発生しても、手元にラジオを持ってない人が世の中に沢山いるため、ラジオをばら撒いたほうが防災対策としても良いと思うがどうか。

(南大臣官房審議官)

年間 150 万台強に落ち込んでいたラジオ受信機の出荷台数が、東日本大震災のあとには、200 万台ぐらいに回復。自治体の中でも意識の高いところは防災行政無線の機能も兼ね備えたラジオ受信機を配っているところもあり、こうした取組は是非拡大して行って頂きたいと考えている。しかし、その時に肝心のラジオが聞こえないということにならないような対策を併せて考えていく必要がある。

(湧口構成員)

地デジ化の跡地には、その周波数帯を他に使いたいという人達がいるので共益性が出てくるが、AM 波を使用したいという需要はあるのか。AM を有効利用する、何らかの理由があると言うことを出していく必要があるだろう。また、期限を設定し、短期間で集中的に整備を行うなど、1 局あたりのコストを低減するような努力をする必要があると考える。コスト見合いについても考慮して判断していくしかないと思う。

(柴山総務副大臣)

難聴対策とは何かを考えたときに、既存の AM ラジオ放送事業者のすべての難聴を解消するのか、防災を目的としたセーフティネットと考えて、必要な情報が最低限聞こえるようにするのかでは、事業規模が全く異なる。実際のニーズに沿った形で議論していくことが必要。

(多賀谷座長)

ラジオ事業者に対する経営支援ではないということを明確にしなければいけない。支出するとしても施設整備であり、同一地域で複数の局を設置する場合は、共同設置するようすべきだろう。

(土井構成員)

先ほど森川先生がご指摘されたのは、災害時のラジオの有効性だと思う。そうであれば、8 号事務と 9 号事務のうち、8 号事務になると思うが、難聴対策となると、どうなるのか、整理が必要。

(関根構成員)

AM 難聴の現状について、明確になってないように思う。どの地域でどれくらい聞こえない、というのを数値化しないと議論が進まないと思う。

(南大臣官房審議官)

ラジオの難聴については、地形的難聴、外国波混信、都市難聴がある。難聴の現状については事業者から報告を受けているものもあり、こうしたデータはお伝えさせていただきたい。

(多賀谷座長)

仮に 9 号を根拠に電波利用料をラジオ難聴解消事業に使う場合には、難聴の実態につ

いて精査をし、十分データ化し、客観的な主張に基づいて支援をするという形でなければいけない。

(森川座長代理)

座長のとりまとめの方向性に同意。感想になるが、他省庁ではこういう議論において多くの人命が助かるのでベネフィットが非常に大きいという費用対効果のデータが提出され、すんなり通るようなところもある。それらと比べれば、総務省においてこういった議論が行われていることは非常に健全だと思う。

(飯塚構成員)

使途追加が認められた際は、基本的に歳出規模は拡大しないという方向性のもと、使途ごとの配分比率を変えていくということか。

(竹内電波政策課長)

歳出規模については、必要なものを精査して、それに見合った額で歳入額を算出することになる。

(多賀谷座長)

ラジオ難聴解消事業の使途追加による歳出の増加については、他の歳出に極端な影響を及ぼすような規模ではないと理解している。

(南大臣官房審議官)

一定の期限をつけるべきだというご指摘のとおり、今回の場合、周波数の移行ではないので、前倒しで整備を加速させるという仕組みも必要と考える。事業規模としては、現状、総事業費ベースで150億円、補助は最大でも3分の2なので、3分の2としても国費は100億円。通常のラジオの再免許の有効期間は5年間なので、5年で実施すると年間約20億円程度の事業規模になると考えている。

(吉川構成員)

コストベネフィットは精緻に計算しない方がいいという話があったが、ラジオ難聴解消事業により、難聴解消される世帯数がどのくらいかという目安は必要だと思う。

(南大臣官房審議官)

その点は早急に試算してまいりたい。

(湧口構成員)

AM波をFM波に変換するということが、AMラジオだけでFMがついてないような受信機の場合には、仮に難聴対策をやったとしても聞けなくなってしまうので、受信側の問題も併せて考えていく必要がある。また、ベネフィットの考え方については、救命可能な人数のみで整理してしまうと防災と難聴解消との切り分けの必要が出てくる。コストの試算については、ラジオ難聴地域において、最低1波だけ聞こえればいいのか、全部聞こえる必要があるのかで、だいぶ変わってくるので、こちらも整理が必要ではないか。

(南大臣官房審議官)

カーラジオなどで、V-low 帯やそれ以下のガードバンドの部分が聞こえない一部の受信機についても、対応してもらったり、受信機の普及を促進していくなどの受信対策を考えていきたい。難聴の実態については、どのような形で客観的な数字を出せるのか精査させていただきたい。

(柴山総務副大臣)

まだ精査が必要なことが多く、この場で結論を出すことは出来ないのではないかと。

時限措置という話も出ているが、金融再編では国費を投入するソフトランディング路線にしたために、結果的に韓国に比べて金融再編が遅れたということもある。放送政策という全体像を考えた場合に、今回の使途追加が今後の放送業界にどのような影響を与えるのか、真剣に考えなければいけない。その上で、新しい使途について精査をして、慎重に議論を重ねる必要がある。

(吉川構成員)

これまで、特性係数や帯域幅などの電波利用料制度のポリシーについては議論してきたが、実際の料額については、この段階ではわからず、もどかしい。今後は、検討会の中でいくらになるか、ある程度わかるようにした方がいいのではないかと。

(多賀谷座長)

検討会がすべての決定権を持っているわけではなく、行政が国会に電波法改正案を提出し、国会が承認という形で最終的な意思決定を行うものであり、致し方ないと思う。

これまでの意見をまとめると、ラジオ難聴解消事業を電波利用料財源から支出することについて、必ずしも否定的ではないが、いくつかの厳しい条件を附帯し、政府並びに国会が検討することについては肯定することではないかと。

今日は、報告書を作る必要があるため、条件についての意見を確認し、了解を得たい。

条件の第1は、難聴の実態について精査を行い、難聴が解消される世帯数について数値化及びデータ化し、一定の客観的基準に基づいて支援措置を決めること、第2に、支援に一定の期限を設けることが必要ということ、第3に、支援措置は難聴解消のための設備に限定すべきであり、複数事業者による中継局の共同設置が可能であれば、共同設置を行うということ、と考えるが、どうか。

(柴山総務副大臣)

一定の客観的な基準について、この場で議論をしていくということか、あるいは、データ化すればいいという話か。

(多賀谷座長)

基準をここで即座に作ることはできないため、難聴世帯数などを精査し、データ化した上で、ある程度客観的な仕組みを総務省側で作ってほしいという注文である。

(柴山総務副大臣)

支援措置については、例えば今後5年間に限るといった意見もあったが、5年間支援することによって、グローバル化という流れの中で本来なら再編・淘汰されなければならない事業者

を5年間延命させることで日本の競争力がどれだけ損なわれるのかということもちゃんと議論していただきたい。

(多賀谷座長)

今の意見を要件につけ加えるとすると、今現在のラジオ局の現状をそのまま維持するのではなく、将来的なラジオの在り方を見据えて、これに逆行することがないように、十分配慮すべきということによろしいか。

(橘総務大臣政務官)

資料10-3の森川構成員の意見にあるように、AM周波数帯を資源として確保することが日本にとって非常に大事であるという視点を加えるべきではないか。

(土井構成員)

都市型難聴対策に関して、radikoなどとの混在もあり得る。都市部でも高齢者がたくさん住んでいるなど、地域の特性を考えて、どういう環境を用意していくかという観点が必要。

以上の議論を踏まえ、報告書案の修正案が作成され、報告書が承認された。

## (2) その他

事務局より、本日よりまとめた、「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」への意見に対する検討会の考え方及び報告書について、平成25年8月30日14時に報道発表し、公表する予定である旨周知された。